

平成 2 6 年

第 4 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成26年第4回定例教育委員会日程

日 時 平成26年4月22日（火） 午前10時00分から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
長谷川 浩子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)

議案第2号 我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について (指導課)

議案第3号 我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について (指導課)

議案第4号 我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の制定について (指導課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 6
議案第 3 号	我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 9
議案第 4 号	我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の制定について	・ ・ ・ ・ 12

議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 26 年 4 月 22 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部 俊治

提案理由

児童生徒の就学支援に関する事務を学校教育課から指導課へ事務移管することに伴い、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第14条関係）			別表第1（第14条関係）		
（1）教育総務部			（1）教育総務部		
区分		事務の概目	区分		事務の概目
総務	略	略	総務	略	略
課の			課の		
項			項		
略			略		
学校	学務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学齢簿の編成、整備及び保管に関すること。 ○ 児童生徒の就学、転学及び退学に関すること。 ○ 児童生徒の就学援助に関すること。 ○ 児童生徒の就学免除、猶予に関すること。 ○ 通学区域の設定及び変更に関すること。 	学校	学務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学齢簿の編成、整備及び保管に関すること。 ○ 児童生徒の就学、転学及び退学に関すること。 ○ 児童生徒の就学援助に関すること。 ○ 児童生徒の就学免除、猶予及び<u>就学指導</u>に関すること。 ○ 通学区域の設定及び変更に関すること。
教育	担当		教育	担当	
課			課		

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学区域審議会に関する事。 ○ 幼児教育振興審議会に関する事。 ○ 情報の公開等に係る受付及び実施に関する事。
	管理 担当 の目 から 学校 保健 担当 の目 まで 略	略
指導 課(小 中一 貫教 育推 進室)	指導 担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校経営及び学校教育の指導援助に関する事。 ○ 教育課程及び学習に関する事。 ○ 生徒指導及び教科外活動の指導助言に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学区域審議会に関する事。 ○ 幼児教育振興審議会に関する事。 ○ 情報の公開等に係る受付及び実施に関する事。
	管理 担当 の目 から 学校 保健 担当 の目 まで 略	略
指導 課(小 中一 貫教 育推 進室)	指導 担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校経営及び学校教育の指導援助に関する事。 ○ 教育課程及び学習に関する事。 ○ 生徒指導及び教科外活動の指導助言に関する事。

	<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科用図書及び教材の取扱いに関すること。 ○ 研究校その他研究機関の指導助言に関すること。 ○ 教職員の研修に関すること。 ○ コンピュータ教育に関すること。 ○ 進路指導に関すること。 ○ 学校の連合行事に関すること。 ○ 学校体育の振興に関すること。 ○ 児童生徒の就学支援に関すること。
小中 一貫 教育 推進 担当 の目 略	略

(2)の表 略

	<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科用図書及び教材の取扱いに関すること。 ○ 研究校その他研究機関の指導助言に関すること。 ○ 教職員の研修に関すること。 ○ コンピュータ教育に関すること。 ○ 進路指導に関すること。 ○ 学校の連合行事に関すること。 ○ 学校体育の振興に関すること。
小中 一貫 教育 推進 担当 の目 略	略

(2)の表 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

議案第 2 号

我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について

我孫子市教育支援委員会委員を次のとおり委嘱する。

平成 26 年 4 月 22 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育支援委員会委員の一部委員が任期途中の人事異動により欠員になるため、我孫子市教育支援委員会条例第 3 条に基づき、我孫子市教育支援委員会委員を委嘱すべく提案するものです。

我孫子市教育支援委員会委員候補者

委 嘱 期 間 平成26年4月1日から平成26年9月30日まで
(前任者の残任期間)

委 嘱 年 月 日 平成26年4月1日

委 嘱 人 数 5人

NO	選出区分	氏名	所属
1	第2号委員 (小、中学校長代表)	石井 美文	布佐中学校長
2	第3号 委員 (保健主事代表)	三門 光子	並木小学校教諭
3	第5号 委員 (児童相談所職員)	森山 直人	柏児童相談所長
4	第7号 委員 (福祉関係職員)	廣瀬 徳明	こども発達センター所長
5	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	野口 恵一	教育研究所長

我孫子市教育支援委員会委員

NO	選出区分	氏名	所属	備考
1	第1号 委員 (医師代表)	中川 宗一	中川小児科医院	
2		大串 博章	大串小児科医院	
3		鈴木 大雅	すずきこどもクリニック	
4	第2号 委員 (小, 中学校長代表)	直井 淳	我孫子第四小学校長	
5		石井 美文	布佐中学校長	新任
6	第3号 委員 (保健主事代表)	三門 光子	並木小学校教諭	新任
7	第4号 委員 (特別支援学級担任代表)	赤坂 美和	湖北台西小学校教諭	
8		荒井眞由美	並木小学校教諭	
9	第5号 委員 (児童相談所職員)	森山 直人	柏児童相談所長	新任
10	第6号 委員 (特別支援学校等職員)	佐野 明彦	我孫子特別支援学校長	
11		藤原美恵子	松戸特別支援学校教諭	
12	第7号 委員 (福祉関係職員)	廣瀬 徳明	こども発達センター所長	新任
13	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	丸 智彦	学校教育課長	
14		野口 恵一	教育研究所長	新任

※任期は平成26年9月30日まで

議案第 3 号

我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について

我孫子市教育支援委員会専門委員を次のとおり委嘱する。

平成 26 年 4 月 22 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育支援委員会専門委員の任期が満了するため、我孫子市教育支援委員会条例第 7 条に基づき、我孫子市教育支援委員会専門委員を委嘱すべく提案するものです。

我孫子市教育支援委員会専門委員候補者

委 嘱 期 間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

委 嘱 年 月 日 平成 26 年 4 月 1 日

委 嘱 人 数 26 人

No.	所属名	分掌等	氏名	備考
1	我孫子一小	・コーディネーター	木村 元子	再任
2	我孫子二小	・コーディネーター	金子 道子	再任
3	我孫子三小	・情緒 ・コーディネーター	猪越 優子	新任
4	我孫子四小	・知的 ・コーディネーター	熊田 久美	再任
5	湖北小	・コーディネーター	武井美佐子	再任
6	布佐小	・コーディネーター	石山 洋治	再任
7	湖北台西小	・第 4 号委員兼任	赤坂 美和	再任
8	高野山小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	榎本 律子	新任
9	根戸小	・特別支援学級担任	佐藤 慶子	再任
10	湖北台東小	・コーディネーター	門馬 一樹	新任
11	新木小	・言語 ・コーディネーター	増井 隆子	再任
12	並木小	・第 4 号委員兼任	荒井眞由美	再任
13	布佐南小	・教育相談	小又 寿子	再任
14	我孫子中	・特別支援学級担任	遠藤百合子	再任
15	湖北中	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	齋藤 貴彦	新任

No.	所属名	分掌等	氏名	備考
16	布佐中	・特別支援学級担任	芝田 泰典	再任
17	湖北台中	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	石引由起子	新任
18	久寺家中	・コーディネーター	實川美津子	新任
19	白山中	・特別支援学級担任	鶴田真一郎	再任
20	我孫子特別支援学校		飯國 泉	再任
21	こども発達センター		上田 和代	新任
22	こども発達センター		十川奈緒子	新任
23	教育研究所		鍵山 智子	新任
24	教育研究所		守屋 智子	再任
25	教育研究所		田所由紀子	再任
26	教育研究所		小林眞智子	再任

議案第 4 号

我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の制定について

我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱を次のように制定する。

平成 26 年 4 月 22 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

いじめ防止等のための対策に関し、市が取り組むべきいじめの防止等に関する施策を整理するため、我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱を制定するものです。

我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の趣旨を踏まえ、市が取り組むべきいじめの防止等に関する施策を策定するとともに、いじめの防止等のための対策を積極的かつ効果的に実施することにより、児童及び生徒が健やかに成長する教育環境を整備するため、我孫子市いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「いじめの防止等」とは、いじめ防止対策推進法第1条に規定するいじめの防止等をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本理念に関すること。
- (2) いじめの防止等に関する施策及び措置に関すること。
- (3) いじめの実態把握及びその対策に関すること。
- (4) 学校に対する支援に関すること。
- (5) 学校その他関係機関との連携に関すること。
- (6) その他いじめの防止等のために必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育長
- (2) 教育総務部長
- (3) 学校教育課長
- (4) 指導課長
- (5) 少年センター長
- (6) 教育研究所長
- (7) 生涯学習課長
- (8) 子ども相談課長

- (9) 社会福祉課長
- (1 0) 我孫子市小学校校長会に属する者
- (1 1) 我孫子市中学校校長会に属する者
- (1 2) 市内小中学校の児童又は生徒の保護者
- (1 3) その他教育長が必要があると認めた者
(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長には教育長を、副委員長には教育総務部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務を処理するため、教育委員会指導課に事務局を置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。